

堺市公報 第273号	令和5年7月14日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の施術

者名の変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	11
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	11
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	15
○農業委員会総会の招集について	
【産業振興局農政部農水産課】	17
○堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則第5条の規定に基づく告示	
【建築都市局交通部】	17
<公告>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	18
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	19
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	23
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	24
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	24
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	25
○都市計画法に基づく工事の完了について	

【建築都市局開発調整部宅地安全課】	25
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	26
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	27
<監査委員公表>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	27
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	35
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	43
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	48
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	57
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	62
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	69

告 示

堺市告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
あまのがわ腎臓内科・内科クリニック	堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル3F301	令和5年6月1日
まえだクリニック	堺市南区三原台1-1-3 ジョイパーク泉ヶ丘2F	令和5年6月1日
志賀皮膚科	堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池アクト3階	令和5年6月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
堺東さくらクリニック(歯)	堺市堺区中瓦町1-3-9 アンブルールフェール堺東1A	令和5年6月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
キリン堂薬局堺北野田店	堺市東区北野田880	令和5年6月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
グレース訪問看護堺ステーション	堺市北区中百舌鳥町6-1040-28 エム2階201号	令和5年6月1日
三ツ矢訪問看護ステーション	堺市東区菩提町3-5-1 マンションクレール102号	令和5年6月1日
イーナス訪問看護ステーション	堺市西区浜寺石津町中1-8-40	令和5年6月1日
訪問看護ステーションフレンドリー堺	堺市堺区中安井町1-1-3 メゾンドールDOI501号室	令和5年6月1日

堺市告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永藤英機

1 診療所

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
坂本産婦人科	坂本産婦人科・小児科・内科	堺市東区白鷺町1-3-7	令和5年4月1日

堺市告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援	介護センター青いりんご	堺市堺区百舌鳥夕雲町 1-79-2	令和5年3月31日

堺市告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	たいようの家訪問看護ステーション	堺市堺区今池町1-3-22	堺市堺区今池町1-1-56	令和5年4月1日
訪問看護	たいようの家訪問看護ステーション	堺市堺区今池町1-3-22	堺市堺区今池町1-1-56	令和5年4月1日
訪問介護	たいよう	堺市堺区今池町1-4-11	堺市堺区今池町1-1-56	令和5年4月1日
介護予防訪問サービス	たいよう	堺市堺区今池町1-4-11	堺市堺区今池町1-1-56	令和5年4月1日
福祉用具貸与	モリサキ家具株式会社	堺市北区東浅香山町2-335	堺市北区東浅香山町1-258-1	令和5年3月1日

特定介護予防福祉用具販売	モリサキ家具株式会社	堺市北区東浅香山町2-335	堺市北区東浅香山町1-258-1	令和5年3月1日
特定福祉用具販売	モリサキ家具株式会社	堺市北区東浅香山町2-335	堺市北区東浅香山町1-258-1	令和5年3月1日
介護予防福祉用具貸与	モリサキ家具株式会社	堺市北区東浅香山町2-335	堺市北区東浅香山町1-258-1	令和5年3月1日
訪問介護	なでしこ介護サービスセンター	堺市北区金岡町865	堺市北区百舌鳥陵南町3-426-1	令和5年3月30日
介護予防訪問サービス	なでしこ介護サービスセンター	堺市北区金岡町865	堺市北区百舌鳥陵南町3-426-1	令和5年3月30日
居宅介護支援	なでしこケアステーション	堺市北区金岡町865	堺市北区百舌鳥陵南町3-426-1	令和5年3月30日
居宅介護支援	居宅介護支援事業所さんらい	堺市堺区宿院町東2-2-15 さんらいビル1階	堺市堺区宿院町東2-2-15 さんらいビル4階	令和5年5月1日
訪問介護	なないろ介護センター	堺市北区蔵前町1-7-11 金岡Eビル203	堺市堺区東雲西町1-6-5 シャトー堺1F	令和5年5月1日
介護予防訪問サービス	なないろ介護センター	堺市北区蔵前町1-7-11 金岡Eビル203	堺市堺区東雲西町1-6-5 シャトー堺1F	令和5年5月1日
居宅介護支援	モリサキ介護支援事業所	堺市北区東浅香山町2-335	堺市北区東浅香山町1-258-1	令和5年3月1日
介護予防訪問サービス	アイ・アール	堺市北区北花田町2-232-4	堺市北区宮本町4-3 奥野ビル303号室	令和5年4月1日
訪問介護	アイ・アール	堺市北区北花田町2-232-4	堺市北区宮本町4-3 奥野ビル303号室	令和5年4月1日
居宅介護支援	かなりあケアプランセンター	堺市北区北花田町2-232-4	堺市北区宮本町4-3 奥野ビル303号室	令和5年4月1日
特定介護予防福祉用具販売	ビーナス福祉用具サポート	堺市北区中長尾町3-4-23	堺市北区北長尾町1-7-11 長谷川ビル403号	令和5年4月1日

特定福祉用具販売	ビーナス福祉用具サポート	堺市北区中長尾町 3-4-23	堺市北区北長尾町 1-7-11 長谷川ビル403号	令和5年4月 1日
介護予防福祉用具貸与	ビーナス福祉用具サポート	堺市北区中長尾町 3-4-23	堺市北区北長尾町 1-7-11 長谷川ビル403号	令和5年4月 1日
福祉用具貸与	ビーナス福祉用具サポート	堺市北区中長尾町 3-4-23	堺市北区北長尾町 1-7-11 長谷川ビル403号	令和5年4月 1日
居宅介護支援	アップケア居宅介護支援サービス	堺市美原区小寺69-8	堺市美原区阿弥6-4 アミアミンション101号	令和5年3月 2日

堺市告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
秋山 颯太	さざん訪問鍼灸 マッサージ和泉院	和泉市府中町6-14-6-6 03	令和5年7月1日
秋山 颯太	さざん訪問鍼灸 マッサージ巽院	大阪市生野区巽南5-4-1 8-206	令和5年7月1日

秋山 颯太	ノトス訪問鍼灸 マッサージ初芝 院	堺市東区日置荘西町1-25 -21 初芝文化A12	令和5年7月1日
-------	-------------------------	------------------------------	----------

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
松本 優輝	くらまえ鍼灸院	堺市北区蔵前町2-1-15	令和5年6月1日
久保 正樹	すまいる鍼灸院 泉が丘院	堺市南区三原台1-1-3 ジョイパーク泉ヶ丘1階	令和5年4月1日
志手 佑丞	訪問鍼灸かけは し治療院	大阪市阿倍野区阪南町4-1 8-14 ジョイテル西田辺I 205号	令和5年5月20日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
松本 優輝	くらまえ整骨院	堺市北区蔵前町2-1-15	令和5年6月1日
守 歩岳	すまいる接骨院 泉が丘院	堺市南区三原台1-1-3 ジョイパーク泉ヶ丘1階	令和5年4月1日
西山 馨太	すまいる接骨院 泉が丘院	堺市南区三原台1-1-3 ジョイパーク泉ヶ丘1階	令和5年4月1日
小齊 実	みのる整骨院	堺市中区新家町528	令和5年6月5日

堺市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
大屋 綾咲	すまいる接骨院 泉が丘院	堺市南区三原台1-1-3 ジョイパーク泉ヶ丘1階	令和4年5月31日

堺市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の施術者名の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術所	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
からだサポート訪問サービス（鍼灸）	橋口 ゆり絵	千葉 ゆり絵	堺市北区北長尾町 1-3-8	令和5年5月 1日
たなか鍼灸整骨院	橋口 ゆり絵	千葉 ゆり絵	堺市北区黒土町232 3-1 スーパーサ ンプラザ敷地内	令和5年5月 1日

堺市告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776402089
事業所名称	ケアプランセンター パライソ
事業所所在地	堺市南区深阪南117番地 深阪矢谷ビル 2階 202号
指定の申請者	合同会社シャングリラ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区深阪南117 深阪矢谷ビル202
代表者名	吉本嘉寿夫
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776201648
-----------	------------

事業所名称	宙ケアセンター
事業所所在地	堺市東区草尾562-1
指定の申請者	有限会社宙ケアセンター
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区草尾562番地1
代表者名	浅野義壽
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776303477
事業所名称	つむぎ
事業所所在地	堺市西区津久野町2丁36番8号
指定の申請者	株式会社ケア・イノベーション
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区大森198番の1
代表者名	梅林洋光
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776201630
事業所名称	穂の香訪問介護ステーション初芝
事業所所在地	堺市東区日置荘西町7-12-22
指定の申請者	株式会社穂の香
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号
代表者名	山口裕樹
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766290296
-----------	------------

事業所名称	三ツ矢訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市東区菩提町3丁5番地1 マンションクレール102号
指定の申請者	三子合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区菩提町三丁5番地1 マンションクレール102号
代表者名	河本侑真
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766090613
事業所名称	訪問看護ステーション フレンドリー堺
事業所所在地	堺市堺区中安井町1丁1-3 メゾンドールDOI501号室
指定の申請者	株式会社RANOK
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号
代表者名	福島直哉
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766590570
事業所名称	グレース訪問看護堺ステーション
事業所所在地	堺市北区中百舌鳥町六丁1040番地28 エム2階201号
指定の申請者	株式会社グレースケアサービス
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区南島町二丁110番地9
代表者名	角田基一
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766390518
事業所名称	アップライト訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市西区北条町一丁3番6号
指定の申請者	特定非営利活動法人次世代育成・少子化対策研究会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区北条町一丁3番6号
代表者名	塩野益男
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766190553
事業所名称	太陽
事業所所在地	堺市中区土塔町3278-102
指定の申請者	メルシースリー株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府東大阪市衣摺四丁目20番10号
代表者名	白井達也
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776600625
事業所名称	スマイルランドひのき
事業所所在地	堺市美原区北余部15番1
指定の申請者	特定非営利活動法人つなげよう福祉会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区平尾28番地
代表者名	苗村登美子
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	通所介護

堺市告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766290296
事業所名称	三ツ矢訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市東区菩提町3丁5番地1 マンションクレール102号
指定の申請者	三子合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区菩提町三丁5番地1 マンションクレール102号
代表者名	河本侑真
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766090613
事業所名称	訪問看護ステーション フレンドリー堺
事業所所在地	堺市堺区中安井町1丁1-3 メゾンドールDOI501号室
指定の申請者	株式会社RANOK
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号
代表者名	福島直哉
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766590570
事業所名称	グレース訪問看護堺ステーション
事業所所在地	堺市北区中百舌鳥町六丁1040番地28 エム2階201号
指定の申請者	株式会社グレースケアサービス
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区南島町二丁110番地9
代表者名	角田基一
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766390518
事業所名称	アップライト訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市西区北条町一丁3番6号
指定の申請者	特定非営利活動法人次世代育成・少子化対策研究会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区北条町一丁3番6号
代表者名	塩野益男
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766190553
事業所名称	太陽
事業所所在地	堺市中区土塔町3278-102
指定の申請者	メルシースリー株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府東大阪市衣摺四丁目20番10号
代表者名	白井達也
指定年月日	令和5年6月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護


~~~~~

堺市告示第288号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり堺市農業委員会総会を招集するので、告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

[日時]

令和5年7月18日（火）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 各種審議会委員等の選出について
- 2 堺市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 3 その他

~~~~~

堺市告示第289号

堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則（平成26年規則第110号）第5条第4項ただし書の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

平成26年12月26日付け堺市告示第446号及び令和元年8月20日付け堺市告示第305号にて告示した、堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則第5条第4項ただし書に規定する路線から、次の路線を除外する。

- 1 路線

- (1) 深夜バス
- (2) 百舌鳥・古市古墳群周遊バス

2 理由

運行終了のため

公 告

堺市公告第457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーオートバックス泉北原山台店
堺市南区原山台五丁456番63 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 堀井 勇吾
東京都江東区豊洲五丁目6番52号
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

(変更前) 名 称 株式会社オートボックスセブン
代表者 代表取締役 住野 公一
所在地 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

(変更後) 名 称 株式会社オートボックスセブン
代表者 代表取締役 堀井 勇吾
所在地 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

4 変更年月日

令和4年6月23日

5 届出年月日

令和5年6月26日

堺市公告第458号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び東区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス初芝店
堺市東区日置荘西町一丁1037 ほか

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

住吉管財株式会社

代表取締役 住吉 多賀子

大阪市中央区千日前一丁目5番20号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号 第一福岡ビルS館4階

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年3月1日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,313平方メートル

- 6 駐車場の収容台数

51台

- 7 駐輪場の収容台数

127台

- 8 荷さばき施設の面積

32平方メートル

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

7.06立方メートル

- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	9時00分	20時50分

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分から21時00分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分から21時00分まで

14 届出年月日

令和5年6月29日

堺市公告第459号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永藤英機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和5年5月16日	堺宅地第P-348号	東区丈六	332番14	4.7	27.65	1

堺市公告第460号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和5年4 月18日	堺宅地第P－ 349号	西区浜寺 元町五丁	704番9	4.7	23.90	1

堺市公告第461号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和5年5 月16日	堺宅地第P－ 351号	東区関茶 屋	78番6	4.7	35.95	1

堺市公告第462号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和5年6月6日	堺宅地第P-354号	東区草尾	368番13	4.7	16.84	1

堺市公告第463号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和5年6月26日	堺宅地第P-355号	北区東浅香山町二丁	19番3及び19番4の一部	4.7	15.85	1

堺市公告第464号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

区分	廃止年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
一部 廃止	令和5年3 月31日	堺宅地第P－ 350号	東区日置 荘田中町	189番19の 一部及び1 89番20の 一部	—	—	—

堺市公告第465号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

区分	廃止年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
廃止	令和5年5 月2日	堺宅地第P－ 353号	西区上	527番7の 一部	4.0	36.95	1

堺市公告第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

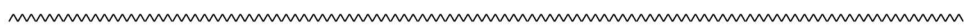
堺市南区和田東989番1、989番3及び989番10から989番13まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区长居東四丁目11番4号

株式会社富士木材

代表取締役 井上 晴樹



堺市公告第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区上野芝向ヶ丘町五丁1270番3及び1270番53から1270番58まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区福田46番地

株式会社誠建設工業

代表取締役 小島 一誠



堺市公告第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区丹上335番1及び335番8から335番17まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目3番5号

大和ハウスリアルエステート株式会社

代表取締役 山崎 考平



堺市公告第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区土師町三丁1678番4の一部、1678番5の一部、1678番6、1679番1、1679番2、1680番5から1680番7まで、1681番6、1682番1、1687番7及び1687番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区土師町四丁14番10号

社会福祉法人ピノキオ福祉会

理事長 星島 弥生

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第106号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第319号
 廃 止 年 月 日 令和5年6月23日
 事 業 者 の 名 称 東洋工業株式会社
 事 業 者 の 住 所 茨木市横江1丁目6番26号
 代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 山口 治良
 事 業 所 の 名 称 東洋工業株式会社
 事 業 所 の 所 在 地 茨木市横江1丁目6番26号

監査委員公表

堺市監査委員公表第24号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員 信 貴 良 太
 同 小 堀 清 次
 同 藤 坂 正 則
 同 播 磨 政 明

行経第403号

令和5年6月23日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和5年3月29日付け監査委員報告第28号	健康福祉局
令和5年3月29日付け監査委員報告第29号	堺区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第30号	北区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第33号	社会福祉法人堺市社会福祉事業団、堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター
令和5年3月29日付け監査委員報告第34号	堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市土居川公園テニスコート
令和5年3月29日付け監査委員報告第35号	堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば
令和5年3月29日付け監査委員報告第36号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年11月1日 ～ 令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	健康福祉局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>5(1) 公有財産(土地・建物)の管理について 公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産の管理に係る各種台帳の記載 公有財産の管理に係る各種台帳において、下記の記載誤りがあった。</p> <p>(ア) 公有財産台帳において、普通財産であるにもかかわらず、行政財産としている土地(795.97㎡)があった。</p> <p>(イ) 行政財産使用許可台帳において、掲示板の設置許可数が1基であるところ、2基と記載しているものがあった。</p> <p>イ 行政財産の目的外使用許可 令和4年12月28日に堺市立老人集会所4か所の現地調査を行ったところ、以下の3か所において、行政財産の目的外使用許可を</p>	<p>御指摘を受け、速やかに公有財産の管理に係る各種台帳を修正しました。</p> <p>また、再発防止に向け、公有財産の取得や使用許可を行う際は、決裁資料に公有財産の管理に係る各種台帳を添付し、記載に誤りがないか確認した上で決裁します。</p> <p>御指摘を受け、以下の対応を行いました。 榎陵友荘の広報板は、令和5年1月17日に広報板の設置</p>	<p>長寿社会部 長寿支援課</p> <p>長寿社会部 長寿支援課</p>

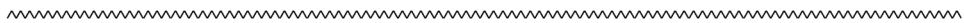
<p>行っていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榎陵友荘：広報板 1基 ・向ヶ丘向上荘：看板 1台 ・中百舌鳥やわらぎ荘：物置 2台 	<p>に係る土地の使用申請書を自治会より受理し、令和5年1月27日付で使用許可を行いました。</p> <p>向ヶ丘向上荘の看板は、令和5年1月5日に事業者により看板の撤去を行いました。</p> <p>中百舌鳥やわらぎ荘の物置は、令和5年1月17日に物置の設置に係る土地の使用申請書を自治会より受理し、令和5年1月30日付で使用許可を行いました。</p> <p>また、再発防止に向け、老人集会所の運営委託先である校区老人クラブや自治会に対し、市有地へ物置や看板等を設置する際は、事前に市へ相談を行い、所定の手続きが必要である旨を令和5年3月14日から16日に周知しました。</p> <p>今後も定期的に現地確認を行います。</p>	
<p>ウ 行政財産の貸付けに係る歳入科目</p> <p>自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、貸付料の歳入科目を「財産収入」とすべきところ、「使用料及び手数料」としているものがあった。</p>	<p>御指摘を受け、速やかに令和4年度歳入科目を修正しました。</p> <p>また、再発防止に向け、行政財産への自販機設置について、手続き手法としては目的外使用許可と貸付の双方を取ることができるが、貸付を選択する場合、歳入科目は「財産収入」であること、収入を得る際には歳入科目を必ず確認するよう、所属長から所属</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課</p>

<p>エ 分合筆を行った土地の使用承認</p> <p>令和4年1月19日付で分合筆を行った土地について、文化観光局が看板を設置するための使用承認を行う際、同年2月28日に発出した公有財産使用承認書に分合筆前の所在地を記載していた。</p> <p>オ 行政財産の目的外使用許可の使用料</p> <p>財産活用課発出の「携帯電話小型基地局設置に係る行政財産の使用許可等の取扱いについて(通知)」では、既に使用許可をしている電柱又は電話柱に、同じ事業者が共架する場合は、新たに使用許可を行う必要はなく、使用料は一本ごとに年間2,200円とされている。</p> <p>しかし、生活衛生センターにおいて、既に使用許可を行っている共架柱に対して、同じ事業者から電気通信ケーブルの増設を目的とした共架の申請があった際、新たに使用許可を行い、重複して、一本ごとに年間4,400円の使用料を徴収しているものがあった。</p> <p>5(3) 補助金について</p>	<p>職員に対して指導しました。</p> <p>御指摘を受け、使用承認変更の手続きを行いました。</p> <p>また、再発防止に向け、所管するすべての公有財産について、台帳に記載されている所在地等が最新の状態になっているかを再度確認し、貸付等に係る事務を行う際は、その都度事実確認をするよう、所属長から所属職員に対して指導しました。</p> <p>御指摘を受け、令和3年度に誤って重複して徴収した使用料について事業者へ令和5年1月31日に還付しました。</p> <p>また、再発防止に向け、決裁時に公有財産に関する関係要領・通知を確認の上、事務処理を行うよう、所属長から所属職員に対し指導しました。</p>	<p>健康部 健康医療政策課</p> <p>保健所 生活衛生センター</p>
---	---	--

<p>補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 収支予算書の記載</p> <p>堺市重度障害者歯科診療所管理運営補助金交付要綱では、補助事業者は交付申請に当たり収支予算書を市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、退職給付引当資産の取崩しとそれを原資にした退職金の支出を予定しているにもかかわらず、当該収支が計上されていない収支予算書を受け取っていた。</p>	<p>御指摘を受け、投資活動の収支等についても補助対象経費に含まれること、収支予算書に記載することを補助事業者の説明し、令和4年度の収支予算書について、修正のうえ再提出を受けました。</p> <p>また、再発防止に向け、市の様式である収支予算書の別添資料について、その記載例を作成し、それを補助事業者に示すことで、収支予算書別添資料との整合性がとれるようにしました。</p>	<p>障害福祉部 障害支援課</p>
<p>5(4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の整理</p> <p>切手等受払簿において、物品取扱員の確認若しくは所属長の決裁又はその両方を受けずに、切手、はがき、レターパックの払出しや受入れを行っているものがあった。</p> <p>また、長寿支援課では、令和4年11月の月計処理において、当月に使用されていない金種のはが</p>	<p>御指摘を受け、直ちに切手等受払簿の内容を確認し、追認、追記しました。</p> <p>また、再発防止に向け、「切手等受払簿記帳マニュアル」に基づき、所属長から所属職員に対して指導したことと併せ、「切手等受払時のチェックリスト」を切手等受払簿に添</p>	<p>生活福祉部 健康福祉総務課 長寿社会部 長寿支援課 障害福祉部 障害施策推進課 健康部</p>

<p>きについて累計欄への記載がなされておらず、物品取扱員による現物照合等の確認が行われていなかった。</p>	<p>付し、確認の上、記帳、決裁します。</p>	<p>衛生研究所</p>
<p>イ 現金出納簿の記載 公務で民間駐車場を使用するために管理している現金（前渡資金）について、令和4年12月に3度、支出があったにもかかわらず、現金出納簿への記載がなされていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、速やかに現金出納簿に記帳し、決裁処理を行いました。 また、再発防止に向け、今後は使用の都度、記帳し決裁を受けるよう、所属長から所属職員に対して指導しました。</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課</p>
<p>ウ 公金外現金の取扱状況の報告 公金外現金取扱基準に基づき、所属長は、毎年度終了時に取扱状況を検査し、局総務担当課長に報告することとされている。 令和3年度の堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会実行委員会の事務で扱っている公金外現金について、検査日は令和4年3月31日であったが、局総務担当課長への報告書の提出を失念したため、速やかに報告すべきところ、発出日が同年11月15日と大幅に遅れていた。</p>	<p>再発防止に向け、公金外現金取扱基準について、局総務担当課長宛通知又は報告することとされている事項を再度周知し、漏れることがないよう、所属長から所属職員に対して指導しました。</p>	<p>障害福祉部 障害施策推進課</p>
<p>6 その他 歳入予算の算定について、以下のとおり意見を付す。</p>		
<p>[歳入予算の算定について(意見)] 老人福祉施設措置費負担金及び介護保険料（滞納繰越分）の歳</p>	<p>御指摘を受け、老人福祉施設措置費負担金は令和5年度</p>	<p>長寿社会部 長寿支援課</p>

<p>入予算は、毎年度、それぞれ2,000円、1,000円の固定額で計上されていた。</p> <p>しかし、実際の収入額の実績は、数百万円から数千万円となっており、予算額と決算額に大きな乖離があった。</p> <p>歳入予算の算定にあたっては、利用し得る資料を最大限活用し、適正に見込むべきものであることを強く認識されたい。</p>	<p>予算において、令和元年度から令和3年度の平均値で予算計上しました。</p> <p>滞納繰越分の介護保険料は、今後は過去数年の滞納繰越分の収納率の推移や前年度分の収納状況等を参考に予算計上することとします。</p>	<p>介護保険課</p>
--	---	--------------



堺市監査委員公表第25号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
	同	小	堀	清次
	同	藤	坂	正則
	同	播	磨	政明

行経第 403号

令和5年6月23日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和5年3月29日付け監査委員報告第28号	健康福祉局
令和5年3月29日付け監査委員報告第29号	堺区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第30号	北区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第33号	社会福祉法人堺市社会福祉事業団、堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター
令和5年3月29日付け監査委員報告第34号	堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市土居川公園テニスコート
令和5年3月29日付け監査委員報告第35号	堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば
令和5年3月29日付け監査委員報告第36号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年11月1日 ～ 令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	堺区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>7(1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 普通財産の管理 堺市財産規則では、普通財産の借受人は、市長の承認を得ないで当該普通財産を転貸し、又は権利を譲渡できないとされている。これに係る市長の承認基準では、地域会館敷地の借受人が同敷地内に自動販売機を設置する場合の条件として、以下のものを定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等公共空間を撮影する防犯カメラが付属されたもの ・ AEDが付属されたもの ・ 募金機能が付属されたもの <p style="text-align: center;">などいずれか</p> <p>令和4年12月20日に、市が貸付けを行っている地域会館敷地の実地調査を行い、関係書類を確認したところ、以下のものがあった。</p>		自治推進課

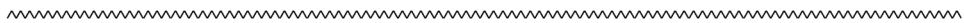
<p>(7) 三宝校区地域会館（敷地）</p> <p>現地には設置されている自動販売機には、防犯カメラ及び AED が付属されていなかったが、市は平成 27 年 7 月に防犯カメラ及び AED を付属する自動販売機の設置申請を受け、承認を行っていた。</p>	<p>防犯カメラについては、自動販売機業者により地域会館壁面に設置することで、道路等公共空間を撮影する防犯カメラが付属されているものとみなし、自動販売機の設置条件を満たすと判断して、承認を行っています。</p> <p>また、御指摘のとおり AED は付属されていないため、借受人に防犯カメラのみを付属する申請内容に変更を求め、令和 5 年 2 月 13 日に地域会館自動販売機設置承認申請書を受理し、令和 5 年 2 月 27 日付で承認しました。</p> <p>なお、再発防止のため、所属長から所属職員に対し、公有財産の管理について改めて規則等を確認するよう指導しました。また、課内チェックリストを作成しました。</p> <p>今後は、設置された自動販売機が申請時の承認条件を満たしているか、定期的に行う公有財産の現況確認時に確認し、適正な維持管理に取り組みます。</p>	
<p>(4) 錦綾校区地域会館（敷地）</p> <p>平成 21 年 12 月に、募金機能が付属された自動販売機の設置承認を行い、その際、募金機能が付属されていることを示す借受人と募金事業の主催者等との契約書の写しを受け取っていた。</p>	<p>御指摘を受け、借受人に、契約状況を確認したところ、契約書の更新は行われていないものの募金は継続されていることが確認されました。</p> <p>令和 5 年 2 月 7 日に、借受人より、募金機能が付属された自動販売機の設置は同年 2</p>	

<p>しかし、当該契約の有効期間は令和2年3月31日までとされており、市は設置条件を満たしているかどうかについて確認しないまま、令和2年4月以降も自動販売機の設置を承認していた。</p> <p>7(2) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 業務完了後の検査 堺区役所フロアマネージャー業務について、契約書では、受注者は毎月業務が完了したときは業務完了届を市に提出し、市は同届を受理したときは検査をしなければならないとされている。 しかし、業務完了届の提出を受けていない段階で、監督員は業務完了届が提出されている旨の評定を行い、検査を完了させていた。</p>	<p>月27日までとする報告を受け、同月27日に地域会館自動販売機撤去届を受理し、撤去を確認しました。</p> <p>なお、再発防止のため、所属長から所属職員に対し、公有財産の管理について改めて規則等を確認するよう指導しました。また、課内チェックリストを作成しました。</p> <p>今後は、設置された自動販売機が申請時の承認条件を満たしているか、定期的に行う公有財産の現況確認時に設置の現況と設置に係る契約状況を確認し、適正な維持管理に取り組みます。</p> <p>御指摘を受け、令和4年12月14日に所属長から課内職員に対し、委託業務監督検査事務の手引きに基づき、検査確認を適切に行うよう指導しました。</p> <p>業務完了届の提出を受けた後に、検査員が完了検査を行うよう徹底いたします。</p>	<p>企画総務課</p>
---	---	--------------

<p>イ 委託業務における提出書類</p> <p>堺保健センター消防用設備等保守点検業務について、仕様書では、受注者は、年2回(9月、3月)の消防設備の機器点検を行う際に、担当者の資格者証等の写しを提出することとされている。</p> <p>しかし、令和4年9月26日の点検に際して、市は当該写しの提出を受けていなかった。</p> <p>また、過年度においても、少なくとも令和元年度以降は当該写しの提出を受けていなかった。</p>	<p>資格者証等の写しについては、受注者に作成を求めている令和4年3月の総合点検結果報告書に添付されるため、それをもって支障がないと考え、過去から、写しの提出を求めていませんでした。</p> <p>御指摘を受け、受注者に対し仕様書記載どおりに提出することを指導し、令和4年12月12日に提出を受けました。</p> <p>令和5年1月12日に、所属長から担当者含め所属内職員に対し、今後は委託事務について、契約書、仕様書に基づき適正に事務処理を行うことや提出書類の確認を副担当者とともに行うこと、提出資料等は所属長に確認を受けることを指導、指示しました。また所属長においても、仕様書どおりに業務が行われているか定期的に確認しています。</p>	<p>堺保健福祉総合センター 堺保健センター</p>
<p>7(3)</p> <p>補助金について</p> <p>補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 実績報告における提出書類</p> <p>堺市自治会施設賠償責任保険補助金交付要綱では、補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内を期限として、実績報告書を区長に提出す</p>	<p>御指摘を受け、補助事業者に実績報告書を提出するよう督促し、令和5年1月5日に実績報告書が提出され、同月13日付で確定通知書を補助事</p>	<p>自治推進課</p>

<p>ることとされている。</p> <p>しかし、保険料の支払により補助事業が完了しているにもかかわらず、当該期限内に補助事業者から実績報告書の提出を受けていなかった。</p> <p>7 (4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の整理</p> <p>物品取扱員の確認及び所属長の決裁を受けずに、切手の払出しを行っているものがあった。</p> <p>イ 公金外現金の収入、支出時の決裁</p>	<p>業者に通知しました。</p> <p>なお、再発防止のため補助事業者へ事務処理手順を改めて説明し、適切に手続きが行われるように指導しました。更に、所属長から所属職員に対し、補助要綱の内容について改めて確認するよう指導しました。また、課内チェックリストを作成しました。</p> <p>今後は、補助事業者の申請時に補助要綱に定められた報告時期を確認し、適正な手続きを行うように取り組みます。</p> <p>御指摘を受け、実地調査の当日令和4年12月9日に内容を確認し追認しました。</p> <p>また、実地調査翌日、再発防止のため、所属長が改めて事務処理を周知した上で、切手等受払時のチェックリストを切手受払簿の表紙に綴りました。今後はチェックリストに基づき事務を適正に処理します。</p>	<p>企画総務課</p>
--	---	--------------

<p>公金外現金取扱基準では、収入又は支出するときは、その金額及び内訳等を記載した書類を作成し、決裁を受けることとされている。</p> <p>しかし、公金外現金として管理している応急援護資金に係る収入及び支出について、所属長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>御指摘について、応急援護資金の貸与・返還以外の収入及び支出については、伝票の作成を行っておりませんでした。</p> <p>御指摘後すぐに所属長から担当職員への指導を行い、公金外現金取扱基準に基づき当該の収入、支出について伝票を作成し決裁しました。</p> <p>今後は公金外現金取扱基準を順守し、伝票の作成漏れがないよう十分留意します。</p>	<p>堺保健福祉総合センター 生活援護第一課</p>
---	---	--------------------------------



堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
	同	小	堀	清次
	同	藤	坂	正則
	同	播	磨	政明

行経第403号

令和5年6月23日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和5年3月29日付け監査委員報告第28号	健康福祉局
令和5年3月29日付け監査委員報告第29号	堺区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第30号	北区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第33号	社会福祉法人堺市社会福祉事業団、堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター
令和5年3月29日付け監査委員報告第34号	堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市土居川公園テニスコート
令和5年3月29日付け監査委員報告第35号	堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば
令和5年3月29日付け監査委員報告第36号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年11月1日 ～ 令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	北区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(1) 介護保険料について 堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。 この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 介護保険料の減免審査 堺市介護保険条例では、市民税を課税されていない世帯であって、市長が生活に困窮していると認めるもの（以下「生活困窮者」という。）は介護保険料を減免することができるとし、堺市介護保険施行規則で保険料減免基準を定めているが、生活困窮者の保有する預貯金等の資産については、元本の合計額が350万円以下であることを減免の条件としている。 しかし、減免の申請者から提出を受けた通帳の写しにおいて、申請の約1か月前に300万円が出金され、その出金がなければ減免の条件を満たしておらず、かつ、全額を支払等に充てたか不明であ</p>	<p>御指摘を受け、令和5年2月8日付けで減免取消通知書及び減免額（27,160円）の納入通知書を申請者に送付し、同年3月1日に13,660円、3月30日に13,500円を領収しました。 今後は、申請された預貯金額が保険料減免基準の額に近い場合や、申請前の出金により同基準に合致している場合については、金融機関への照会等の調査を行います。</p>	<p>北保健福祉総合センター 地域福祉課</p>

<p>り、他にも預貯金を保有している可能性があったにもかかわらず、出金の意図や内容の確認、各金融機関への照会等の調査をすることなく減免しているものがあった。</p> <p>なお、監査期間中に地域福祉課が各金融機関へ照会を行ったところ、350万円を超える預貯金を保有していたことが確認され、その結果、本来減免できない者に減免していたことが判明した。</p> <p>4(2)</p> <p>社会福祉費負担金(養護老人ホーム負担金)について</p> <p>堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 督促状の送付</p> <p>堺市債権の管理に関する条例施行規則等において、督促は、納期限経過後30日以内に行い、督促に指定する期限は、督促を発する日から起算して10日を経過する日と定められている。</p> <p>しかし、令和4年6月分の入所者負担金について、納期限(7月29日)までに入金されなかったもの3件に対して、納期限経過後から30日を超えた9月9日に督促状を送付していた。</p> <p>また、督促に指定する期限について、9月9日から起算して10日を</p>	<p>御指摘を受けた督促計3件については、令和4年11月18日までに全て納付されました。</p> <p>現在は、施行規則等の内容を課内で改めて共有した上で、督促期日や手順について、必要な事務処理を手順書としてまとめ、担当者以外の課員でも処理できる状態にしました。</p> <p>納付書及び督促状の日付については、誤りが生じないようExcelファイルにおいて管</p>	<p>北保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
--	---	------------------------------

<p>経過する日とすべきところ、納付書には送付日と同日の9月9日、督促状には納付書と異なる9月10日と記載して送付していた。</p> <p>7(4) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 現金出納簿の整理 介護保険料過誤納還付金に係る前渡資金の現金出納簿において、預金の残額を記載すべきところ記載していないものや、現金の残額を記載すべき欄に、預金から引き出した現金の額を記載しているものがあった。</p>	<p>理の上、RPAにより督促状及び納付書の作成に必要なデータが出力されるように改善しました。また、決裁時も期日等をよく確認するようにしました。</p> <p>督促状及び納付書の送付時期については、以前よりも1週間前後早めることで、施行規則で定められた納期限経過後30日以内に確実に送付できるようにしました。</p> <p>御指摘を受け、速やかに現金出納簿を修正し、訂正箇所については、前渡資金受領者である所属長の訂正印を押印しました。</p> <p>また、御指摘を受けた翌日に、現金出納簿の記載の仕方を課内で共有しました。現在は、現金出納簿の記載例をファイル裏表紙に貼り、記載時及び決裁時に記載例と相違ないか確認をするようにしました。</p>	<p>北保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
--	--	------------------------------



堺市監査委員公表第27号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
	同	小	堀	清次
	同	藤	坂	正則
	同	播	磨	政明

行経第403号

令和5年6月23日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和5年3月29日付け監査委員報告第28号	健康福祉局
令和5年3月29日付け監査委員報告第29号	堺区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第30号	北区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第33号	社会福祉法人堺市社会福祉事業団、堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター
令和5年3月29日付け監査委員報告第34号	堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市土居川公園テニスコート
令和5年3月29日付け監査委員報告第35号	堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば
令和5年3月29日付け監査委員報告第36号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査(社会福祉法人堺市社会福祉事業団)及び公の施設の指定管理者監査(堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター)	
監査実施期間	令和4年11月1日 ～ 令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 社会福祉法人堺市社会福祉事業団	
指 摘 事 項 等	措 置 内 容	所 管 部 課 等
<p>第8 出資団体監査</p> <p>1 規程等について</p> <p>[適正かつ効率的な事務執行について(意見)]</p> <p>事業団では、経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的に経理規程を定めている。</p> <p>当該規程に基づく事務を確認したところ、計算書類の注記や固定資産現在高報告書において、経理規程の定めと異なる取扱いとなっている事務が見受けられた(計算書類にソフトウェアに係る減価償却累計額を注記していなかったこと、固定資産現在高報告書で「有形リース資産」を「器具及び備品」に含めていたこと)。</p> <p>また、上記の固定資産現在高報告書を確認したところ、当該報告書は、毎会計年度に作成する計算書類の附属明細書(「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」)(以下「附属明細書」という。))と重複する内容となっており、補助簿である固</p>	<p>計算書類にソフトウェアに係る減価償却累計額を注記していなかったことについて、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙1及び別紙2では、計算書類に対する注記として「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」と記載があることから、無形固定資産であるソフトウェアについては注記の記載が不要であると認識していました。</p> <p>御指摘を受け、経理規程第57条第5項及び第63条の規定に基づき、注記への記載が必要であることから、令和4年度決算報告書から、減価償却資産であるソフトウェアについても注記への記載をするよう改めました。</p> <p>また、固定資産現在高報告</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p>

<p>定資産管理台帳、実地棚卸の実施報告及び附属明細書の作成により代替できるものであった。</p> <p>このようなことから、事務改善等の観点も踏まえ、見直しも視野に入れて経理規程を精査するとともに、適正かつ効率的な事務執行に努められたい。</p>	<p>書で「有形リース資産」を「器具及び備品」に含めていたことについて、固定資産管理を行っているシステム上の分類品目に有形リース資産の登録がないため器具及び備品へ集計し、貸借対照表とは合計金額で合致させていました。</p> <p>御指摘を受け、システム開発メーカーと調整を行い、固定資産現在高報告書へ有形リース資産の区分の追加を行い、令和4年度から有形リース資産の区分を追加した固定資産現在高報告書を作成するよう改めました。</p> <p>今後は、経理規程等の関係例規の確認を徹底し、適正な事務処理を行います。</p>	
<p>4 事業運営について</p> <p>(1) 事業団は、契約時には適切に契約書を作成し、又は、請書等を徴すべきところ、以下のものがあつた。</p> <p>ア 堺市立北こどもリハビリテーションセンター防災設備保守点検業務について、受注者から徴した請書において特約条項の一部が欠落していた。</p> <p>イ 堺市立児童発達支援センター（4園）児童等送迎用自動車借上げ業務について、契約書では年間運賃額の算出基礎を基にマイクロバスに係る契約金額の精算等を行うこととしていたにも</p>	<p>堺市立北こどもリハビリテーションセンター防災設備保守点検業務について、請書は市の様式を利用しており、そのすべてのページを印刷し、それを業者に渡し、業者が押印して事業団に返還してもらうべきところ、誤って第6条以降が記載されているページが欠けているものを業者に渡し、返還されたものをそのまま保管していました。</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p>

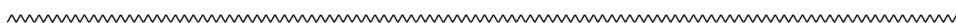
<p>かかわらず、契約書に当該算出基礎を記載した書面を添付していなかった。</p>	<p>また、堺市立児童発達支援センター（4園）児童等送迎用自動車借上げ業務についての別紙「マイクロバス（年間契約額）」についても、契約書に添付して製本することを失念していました。</p> <p>御指摘を受け、業務ごとに契約締結事務を行うに当たり必要な事項を記載した一覧表等を作成し、事務局長が園長及び担当者に対し、令和5年1月19日に研修を実施しました。</p> <p>今後は、今回作成した一覧表等の活用、変更事項等の確認、情報共有等を行い、適正な事務に取り組みます。</p>	
<p>第9 公の施設の指定管理者監査</p> <p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書では、指定管理者は、事業報告書に指定管理業務の収支状況を記載することとされているが、指定管理業務に係る保険料払戻金（精算金）（第1もず園4万7,970円、第1つぼみ園3万6,777円）も指定管理業務の収支状況に含めるべきとは認識しておらず、収支報告に計上していなかった。</p>	<p>保険料払戻金（精算金）について、所管課と協議の上、指定管理業務の収益として計上していませんでしたが、指定管理業務の支出である保険料の精算金であることから、指定管理業務の決算報告書に含めることが適切と判断し、改めて本指定管理期間である令和元年度から令和3年度に係る指定管理業務の決算報告書について、保険料払戻金（精算金）を含めたものを令和5年1月30日に再提出いたしました。</p> <p>保険料払戻金（精算金）に</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p> <p>障害支援課</p>

<p>5 利用料金について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（以下「条例」という。）で定める額の範囲内において、事前に市の承認を得て利用料金を定めるものとされている。</p> <p>しかし、基本協定書及び仕様書で市の収入とされている診断書及び証明書の発行手数料について、指定管理者は、誤って利用料金として料金設定の申請を行い、市はそれを承認していた。</p>	<p>については、これまで指定管理業務の収益として計上していませんでしたが、指定管理業務の支出である保険料の精算金であることから、今後は指定管理業務の決算報告書に含めて、提出を受けることとし、指定管理者に指示しました。</p> <p>また、指定管理者から令和5年1月30日に提出された訂正後の令和元年度から令和3年度に係る指定管理業務の決算報告書を確認し、供覧処理しました。</p> <p>診断書及び証明書の発行手数料について、平成27年度にそれまでの利用料金制度から市の収入となる徴収委託契約に変更されたにもかかわらず、令和元年度の申請において利用料金一覧に含めて申請を行っていました。</p> <p>御指摘を受け、令和5年2月6日に診断書等の発行手数料を除いた利用料金の申請手続きを行い、同月13日に承認を受けました。</p> <p>診断書等の市の収入とされている文書料については、従前から誤って指定管理者との間で利用料金の承認の手続きを行っておりました。</p> <p>令和5年2月6日に指定管理者から診断書等の発行手数料を除いた利用料金の申請を</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p> <p>障害支援課</p>
--	--	-------------------------------------

<p>(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、市が定める基準（以下「基準」という。）に従い、利用料金を減額又は免除することができるとされている。基準では、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する児童の予防接種に係る費用（利用料金）を免除できるとしている。</p> <p>一方、市が管理運営する場合の要件等を規定した堺市立こどもリハビリテーションセンター条例施行規則（以下「規則」という。）では、生活保護等の受給や扶養義務者の市民税又は所得税が非課税の場合に、児童の予防接種に係る費用等（診療料金等）を減免できるとしている。</p> <p>利用料金の減免を確認したところ、指定管理者は、誤って規則の要件により減免を行っているものがあつた。また、市は、規則の減免要件を改正した際に、基準を適切に改正していなかった。</p> <p>[利用料金の設定について（意見）]</p> <p>利用料金は、基本協定書に基づき、条例で定める額の範囲内において、事前に市の承認を得て指定管理者が定めるものとされているが、給食費以外の障害児通所支援</p>	<p>受け、同月13日に承認を行いました。</p> <p>令和5年度から、診断書料等の詳細については委託契約仕様書で明示し、適切な事務を行います。</p> <p>利用料金の減免について、本来、基本協定書第39条第3項の規定に定める基準に基づき減免すべきところ、誤って堺市立こどもリハビリテーションセンター条例施行規則第11条の規定を適用していました。</p> <p>今後は、基準に基づき適正な事務を行います。</p> <p>利用料金の減免に関する取扱い基準については、条例施行規則の減免基準の規則改正に合わせて基準の見直しができおらず、当初の基準のままとなっております。</p> <p>利用料金の減免に関する取扱い基準について、令和5年3月24日に条例施行規則の減免基準に合わせた基準に改め、今後は、その基準に基づいた適正な事務の執行に努めます。</p> <p>障害児通所支援等の利用料金について、指定管理者が利用料金を厚生労働大臣が定める基準以外に算定する余地がないため、利用料金の申請手</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p> <p>障害支援課</p> <p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p>
---	---	--

<p>や障害児相談支援等に係る利用料金（以下「障害児通所支援等の利用料金」という。）について、指定管理者は、当該利用料金に係る市の承認を受けていなかった。</p> <p>しかし、障害児通所支援等の利用料金は厚生労働大臣が定める基準等により費用が算定されるものであって、本来、指定管理者の主体性により利用料金を設定する余地はないものである。市は、指定管理者に利用料金を設定させるといふ現行の条例について、見直しの必要性があるか検討されたい。</p>	<p>続を行っていませんでした。</p> <p>御指摘を受け、令和5年2月6日に利用料金の申請手続を行い、同月13日に承認を受けました。</p> <p>指定管理者が利用料金を厚生労働大臣が定める基準以外により算定する余地がないため、条例に記載されているにもかかわらず、承認が必要との認識がなく、指定管理者に利用料金の申請を求めておりませんでした。</p> <p>今後、指定管理者に利用料金を設定させることについては、他の同種の条例や他市事例等を参考に検討します。</p> <p>なお、利用料金の申請に係る承認については、条例第16条の規定に基づき、令和5年2月13日に行いました。</p>	<p>障害支援課</p>
<p>6 経理について</p> <p>(1) 指定管理者は、切手の受入れ及び払出しを切手受払簿で管理している。</p> <p>令和4年12月14日に実地調査した結果、相談支援室もずにおける切手の受払いに当たり、責任者である園長の決裁を受けずに受払いしているものや、受入時に担当者印を押印していないものがあった。</p>	<p>令和4年12月8日の決裁漏れ、同月9日の押印漏れについて確認したところ、担当者が園長の決裁を失念し、払出しを行い、切手の受入れを行っていませんでした。</p> <p>確認後、直ちに園長等の決裁を行い、押印しました。</p> <p>また、切手等の受払処理について、切手受払簿の記入例・チェックリストを作成し、園長への周知を行い、事務局長が園長及び担当職員に対し、令和5年1月19日に研修</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p>

	<p>を実施しました。 今後は、記入例・チェックリストを切手受払簿に添付し、常に確認できるようにすることで適正な事務処理を行います。</p>	
--	--	--



堺市監査委員公表第28号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
	同	小	堀	清次
	同	藤	坂	正則
	同	播	磨	政明

行経第403号

令和5年6月23日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和5年3月29日付け監査委員報告第28号	健康福祉局
令和5年3月29日付け監査委員報告第29号	堺区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第30号	北区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第33号	社会福祉法人堺市社会福祉事業団、堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター
令和5年3月29日付け監査委員報告第34号	堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市土居川公園テニスコート
令和5年3月29日付け監査委員報告第35号	堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば
令和5年3月29日付け監査委員報告第36号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

監査結果に基づく措置通知書

<p>監査の種類</p>	<p>公の施設の指定管理者監査 (堺市立大浜体育館、大浜公園野球場、大浜公園テニスコート、大浜公園相撲場、三宝公園野球場、浅香山公園野球場、土居川公園テニスコート)</p>	
<p>監査実施期間</p>	<p>令和4年11月1日 ～ 令和5年3月29日</p>	
<p>措置を講じた部局等</p>	<p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：つながリーナ大浜 PFI 株式会社</p>	
<p>指摘事項等</p>	<p>措置内容</p>	<p>所管部課等</p>
<p>1 指定管理者指定の手続について [PFI 導入検討における定量的評価について(意見)]</p> <p>市は、大浜体育館建替及び運営事業を行う方式として、PFI 方式を採用した。PFI 方式によるか従来方式によるかは、通常、定量的・定性的両面から検討され決定される。</p> <p>そこで、今回、本件の意思決定過程のうち、定量的評価の過程を検証したところ、下記のような問題が見られた。</p> <p>まず、PFI 導入可能性調査及びその後の詳細調査を、いずれも民間事業者へ外部委託した結果、VFM が導入可能性調査(委託料総額 302 万円の一部)においては 6.9%、詳細調査(委託料総額 3,780 万円の一部)においては 8.5%と算出された。その後、最終的な事業者決定時の VFM は、10.1%とされている。</p> <p>まず、従来方式による建設費用は、他市の体育館の延床面積と建設費用から算定した平米当たりの単価を用いて算出している。また、</p>	<p>本事業の PFI 制度の導入にあたっては、国の方針、「堺市 PPP/PFI マニュアル」、内閣府作成の『VFM(Value For Money)に関するガイドライン』、他市事例を参考に検討いたしました。定量的評価における VFM の算定にあたっては、内閣府の「アニュアルレポート(平成 17 年度)」に基づき、当時の社会情勢の影響である東京五輪による国内外の建設需要が見込まれていたことから資材及び人件費の高騰の影響を加味し、他市の複数の類似事例を参考に削減率を設定したものです。</p> <p>御意見を受け、今後、PFI 事業の導入を検討する際の定量的評価について、建設費用及び運営費用は、導入機能や施設・諸室の規模などに応じて、より客観的かつ合理的なデータの活用など様々な視点から</p>	<p>スポーツ施設課</p>

<p>運営費用については、複数の民間事業者による概算見積額を基に算出している。一方、PFI 方式による建設費用及び運営費用については、内閣府の「アニュアルレポート（平成 17 年度）」上で示されている建設及び運営に係る他市 11 事例の平均的 VFM を参考に削減率を想定し、これを従来方式による価額に適用し算出している。しかし、この算定過程に用いられた上記レポート上で示されている他市事例の VFM や想定した削減率（10%）の根拠となるような詳細な内容は示されていない。</p> <p>以上のように、PFI 方式による価額を算定しているが、そこで適用した削減率の具体的な根拠は明確ではなく、定量的評価の過程は、重要な点において十分に吟味されたものとは言えないと考える。</p> <p>4 管理運営について</p> <p>(1) 事業契約書において、PFI 事業者（指定管理者）は、関係図書及び設計図書等に従い、維持管理業務及び運営業務を行うために必要な本件備品等を整備しなければならないとされている。また、設置した器具備品については、耐震対策や動作確認等を行った上で、器具備品財産管理台帳を作成し市に提出することとされている。</p> <p>指定管理者は、大浜体育館備品台帳を作成し、市に提出していたが、令和 4 年 11 月 18 日に実地調査した結果、プロジェクター 3 台について品名やメーカーの備品台</p>	<p>検討を重ね、可能な限り実態を反映した評価となるよう努めます。</p> <p>プロジェクター購入の際、納品予定の製品により納品リストを作成しておりましたが、当該製品が廃番であったため代替品を調達しました。しかし、備品設置の際に品名やメーカー名の確認を十分に行わなかったため納品リストの誤りに気付くことができず、備品台帳にも誤った品名やメーカー名を記載していました。</p> <p>今後、再発防止策として、備品設置時には納品リストと照らし合わせて品名・メーカ</p>	<p>指定管理者</p>
--	--	--------------

<p>帳上の記載が誤っていた。</p>	<p>一名・金額・数量を確認致します。</p> <p>御指摘を受け、令和5年1月18日に修正した備品台帳の提出を受けました。</p> <p>今後、備品の納品時には、品名・メーカー名等と備品台帳とを照らし合わせて、確実に確認するよう指導いたしました。</p>	<p>スポーツ施設課</p>
---------------------	--	----------------



堺市監査委員公表第29号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
	同	小	堀	清次
	同	藤	坂	正則
	同	播	磨	政明

行経第403号

令和5年6月23日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和5年3月29日付け監査委員報告第28号	健康福祉局
令和5年3月29日付け監査委員報告第29号	堺区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第30号	北区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第33号	社会福祉法人堺市社会福祉事業団、堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター
令和5年3月29日付け監査委員報告第34号	堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市土居川公園テニスコート
令和5年3月29日付け監査委員報告第35号	堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば
令和5年3月29日付け監査委員報告第36号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

監査結果に基づく措置通知書

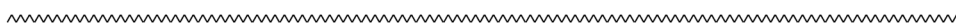
監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば)	
監査実施期間	令和4年11月1日 ~ 令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：スポーツタウン・堺パートナーズ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書等に収支状況や利用料金の収入状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。</p> <p>ア 指定管理業務の収支状況の収入において、自主事業の収入など指定管理業務以外の収入を誤って計上していた。また、コインロッカーの利用料金を二重に計上していた。</p> <p>支出においても、人件費、備品購入費、事業費、維持管理費、本社経費等の多数の項目において計上誤りがあり、支出が過大に計上されていた。</p> <p>イ 利用料金の収入状況において、みなと堺グリーンひろばの未収額の件数と金額を誤って計上していた。</p>	<p>御指摘を受け、本来計上すべき項目に正しい表記にて計上し、また、令和4年3月利用分までの未収額の件数と金額に訂正し、令和5年2月7日に「令和3年度事業報告書」及び「四半期定期報告書」を市へ提出いたしました。</p> <p>また、市からの指導を受け、再発防止策として、次のとおり社内でのチェック体制を強化しました。</p> <p>① 館長・副館長の相互確認 ② 本社管理運営部門(統括マネージャー)による確認 ③ 本社開発部門の内容確認 ④ 本社管理運営部門長が最終確認</p> <p>御指摘を受け、駐車場管理</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 備品の管理について、以下のものがあつた。</p> <p>ア 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならないとされている。</p> <p>しかし、みなと堺グリーンひろばにおいて、貸与備品である自動体外式除細動器に、備品票が貼付されていなかった。</p> <p>イ 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならないとされており、備品票を貼付することが適当でない場合は、備品を識別できる措置を講じなければならないとされている。</p> <p>しかし、みなと堺グリーンひろばにおいて、屋外に設置されている防球フェンスやピッチャ</p>	<p>に係る費用等の計上の有無及びみなと堺グリーンひろばの利用料金の未収額の件数と金額について確認の上、事業報告書を修正するよう指示し、令和5年2月7日付で、修正した事業報告書及び四半期報告書の提出を受けました。</p> <p>今後は、事業報告書に計上する項目、金額、件数等について複数人による確認を徹底すること及び代表団体本社によるチェック体制を確立するよう指導いたしました。</p> <p>御指摘を受け、令和4年12月24日に自動体外式除細動器に備品票貼付を確認いたしました。</p> <p>御指摘を受け、令和4年12月24日に備品票の貼付を行いました。</p> <p>御指摘を受け、みなと堺グリーンひろばの屋外備品82点について、今後は、毎年度末の備品の点検時に備品番号や劣化等の確認を行います。</p> <p>御指摘を受け、令和4年12月24日に備品票の貼付を行いました。貼付できないものについては、備品番号を直接</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p> <p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>
---	---	---

<p>ーネット等の備品 82 点について、備品番号が確認できない状態となっていた。</p>	<p>備品へ記載しました。 また、備品点検の際には、備品票の貼付状況や直接記載された備品番号を確認し、劣化等が認められた場合は、速やかに市に報告するよう指導しました。</p>	
<p>ウ 家原大池体育館研修室の会議机 1 台について、令和 4 年 4 月 5 日に財務会計システム上で廃棄手続が完了していたが、同年 11 月 25 日に実施した実地調査において、備品票が貼付されたまま廃棄せずに置かれていた。</p>	<p>御指摘を受け、令和 5 年 2 月 13 日に廃棄を完了いたしました。 今後、廃棄承認通知を受けた後は、速やかに廃棄専門業者に依頼し、適切に処分します。 令和 4 年 4 月 11 日付で指定管理者へ廃棄承認通知後、廃棄がいつ行われたかまでの確認ができておりませんでした。御指摘を受け、速やかに廃棄するよう指示し、令和 5 年 2 月 13 日付で廃棄したことの報告を受けました。 今後、廃棄決定後、速やかに備品廃棄日を確認し、定期会議等において備品が廃棄されたことの確認を徹底します。</p>	<p>指定管理者 スポーツ施設課</p>
<p>5 利用料金について (1) 基本協定書において、利用料金は、指定管理者が事前に市の承認を得て定めることとされている。 しかし、家原大池体育館の延長料金及びレクリエーション器具利用料金、みなと堺グリーンひろばの平日料金について、指定管理者</p>	<p>御指摘を受け、令和 5 年 2 月 15 日にすべての対象団体・個人への返金を完了いたしました。 再発防止策として、「受付マニュアル」「オーパス取扱いマニュアル」に加え、今回作成</p>	<p>指定管理者</p>

<p>は、令和2年4月から令和4年12月まで市の承認を受けた利用料金とは異なる金額を徴収していた。</p>	<p>した「利用料金チェックフロー」を追加し業務にあたっております。また、従業員による日々の「利用料金チェックフロー」による確認に加え、週次での担当者による確認、月次での館長による確認、及び本社管理運営部門による確認も令和5年1月度（令和4年12月利用分）から開始しました。</p> <p>本件を受け、速やかに徴収誤りのあった方々へのお詫びと返金対応を指示し、令和4年12月28日付で、指定管理者に対し、市が承認した利用料金での徴収、業務管理体制の構築、社内モニタリング体制の改善指示を行いました。令和5年1月20日付で、改善の報告を受け、令和5年1月24日に改善内容について実地調査を行いました。その結果、更なる改善の余地があったため、業務改善報告書の再提出を指示し、令和5年2月10日付で再提出を受けました。</p> <p>今後、再発防止策として、年度当初及び料金提案時に、管理運営規則、料金表、施設リーフレット、ホームページ掲載内容等の整合確認を市及び指定管理者双方で確実にを行います。</p> <p>さらに、毎月の定期会議時に、管理運営状況の共有・確認に加え、適正に料金が徴収</p>	<p>スポーツ施設課</p>
---	--	----------------

	されているか報告を求め、必要に応じて現場で確認し、指導を徹底いたします。	
--	--------------------------------------	--



堺市監査委員公表第30号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信 貴 良 太
同	小 堀 清 次
同	藤 坂 正 則
同	播 磨 政 明

行経第403号

令和5年6月23日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和5年3月29日付け監査委員報告第28号	健康福祉局
令和5年3月29日付け監査委員報告第29号	堺区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第30号	北区役所
令和5年3月29日付け監査委員報告第33号	社会福祉法人堺市社会福祉事業団、堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター
令和5年3月29日付け監査委員報告第34号	堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市土居川公園テニスコート
令和5年3月29日付け監査委員報告第35号	堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば
令和5年3月29日付け監査委員報告第36号	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター)	
監査実施期間	令和4年11月1日 ～ 令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：ジェイズパークグループ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書では、指定管理者は、任意に購入した備品等について帳簿等により明確に整理し、事業報告書において備品の状況を報告するものとしている。</p> <p>しかし、指定管理者は、過去に備品として市に報告していたものと同等の物品を購入していたにもかかわらず、帳簿等により整理を行っておらず、事業報告書により市への報告も行っていなかった。</p> <p>また、市は、報告すべき備品の範囲を指定管理者に対して指示していなかった。</p>	<p>これまで支出科目の「備品購入費」に計上し、購入したものを指定管理者備品と認識して管理しており、「消耗品費」で購入した物品等については、備品ではなく消耗品として管理しており、指定管理者内で備品購入費への計上基準が明確ではありませんでした。</p> <p>今後は10万円を超える物品等を「備品購入費」に計上し、適切に備品管理を行います。</p> <p>また、御指摘を踏まえ、事業報告書の指定管理者備品について、令和5年2月9日付で堺市に修正報告書を提出いたしました。</p> <p>御指摘を受け、これまでの指定管理者備品の取扱状況を改めて確認し、指定管理者備品の取扱基準の報告を求め、適正な管理をするよう指導しました。</p> <p>当該施設に限らず、今後は、市から指定管理者に対し、報</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書では、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、市へ一部業務委託の申請をすることなく、建設廃棄物処理委託業務を第三者に委託していた。</p>	<p>告すべき備品の取扱基準を確認し、事業報告書や実地により備品が適正に管理されているかを点検します。</p> <p>なお、速やかに事業報告書の指定管理者備品について修正を求め、令和5年2月9日付で受理しました。</p> <p>当該業務は、下水マンホールポンプ詰まりの修繕工事に付随するもので、汚物処理を行う上で必要となったため委託契約を締結しましたが、修繕工事と一体であるとの認識により、市への申請は不要と誤った判断をしておりました。</p> <p>今回の御指摘を受け、令和5年2月6日付で堺市に「第三者への一部業務委託承認申請書」を提出し、令和5年2月9日付で承認を受けました。</p> <p>今後、新たな契約を締結する際は、事前に市と協議します。</p> <p>御指摘を受け、速やかに一部委託申請書の提出を求め、令和5年2月9日付で承認を行いました。</p> <p>今後は、指定管理者において申請の要不要について疑義がある場合は、市に相談、確認してから判断するよう指導しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>
--	--	-----------------------------

<p>[指定管理の枠組みについて（意見）]</p> <p>本施設は、基本的に利用料金のみで運営されており、これまでの指定管理期間では、市への収益還元として、指定管理者から市に対して、第1期（平成21年度～平成26年度）に総額約2,466万円、第2期（平成27年度～令和元年度）に総額約2億109万円の納付金が納入されている。</p> <p>第3期（令和2年度～令和6年度）からは、納付金に見合う負担と想定して人工芝3面の張替えを指定管理者が実施するものとし、指定管理者から市への納付金を廃止した。</p> <p>しかし、人工芝3面の張替えについて、市の積算額は約2億1,000万円であったが、指定管理者の実際の費用は約1億5,470万円であった結果、納付金を廃止したことによって実質的な市への還元額は少なくなった。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は施設利用のキャンセル料金分で約9,215万円を補てんしているが、開館時間の短縮等に伴う経費縮減額は控除されていないことなどから、多額の収入超過（令和3年度は約6,474万円）が発生していた。</p> <p>本施設は、市が約64億6,000万円の費用により整備しており、実質的な償却費用相当額が市民の負</p>	<p>の実施状況と管理体制の実態確認を行います。</p> <p>本施設は、日本最大級のサッカー・ナショナルトレーニングセンターとして、整備にあたり、大阪府及び（公財）日本サッカー協会も費用負担している施設であり、日本国内及び海外からの利用者を想定した利用促進を図るなど長期的視野に立った運営が求められています。また、JOC認定競技別強化センターでもある本施設の役割を果たし、施設機能を最大限活かしたサッカー振興、競技力向上を図ることも必要とされています。このような本施設の特長や民間のノウハウを生かした積極的な事業取組への動機づけ等を考慮すると、利用料金制の枠組みが望ましいものと考えておりますが、御意見の趣旨も踏まえて、次期指定管理者募集時まで、再度、利用料金制と市が積算した本業務に必要な経費のみを指定管理者に支払う枠組みのメリット・デメリットを整理します。</p> <p>現在の指定期間においては、施設の性質や整備経過、整備に要したコストを踏まえた望ましい公民協働の在り方、適正利益について検討し、現状の施設整備費用の一部指</p>	<p>スポーツ施設課</p>
---	---	----------------

<p>担であることに加え、上記のように人工芝の張替え等の費用において市の積算と実際の費用で大きな乖離が見受けられることや、指定管理者の経営努力以外の要因による維持管理費の縮減も発生している。</p> <p>このように、本業務は管理運営費以上の利用料金収入を得られることから、多額の収入超過額を指定管理者に帰属させる現在の枠組みは妥当ではないと言える。そして、このような状態になっている原因の一つとして、利用料金制を採用していることがあげられ、それが根本的な原因とも考えられる。このため、施設の利用に係る料金は市の収入とし、市は適正に積算した本業務に必要な経費（指定管理料）を指定管理者に支払う枠組みの導入について検討されたい。</p> <p>また、利用料金制を廃止しない場合であっても、納付金の再導入や新しいサービスの創出、施設の充実などに余剰金を活用するよう検討されたい。</p>	<p>定管理者負担（人工芝の張替え）のほか、収入超過額に応じた適正な納付金の設定、利用者サービス向上のための具体策について随時協議を行います。</p> <p>また、次期指定期間においても利用料金制を継続する場合には、納付金の再導入や施設の機能充実への投資、市民サービス向上に資する還元策等を整理し、次期公募条件を設定し、余剰金については、今後の大規模修繕やスポーツ振興等に活用することを検討します。</p>	
<p>6 経理について</p> <p>(1) 仕様書では、従業員が指定管理業務と自主事業の両方に従事する場合は、従事する時間等で按分し、人件費を指定管理業務と自主事業にそれぞれ区別して経費計上することとされている。また、令和3年度においては、指定管理業務に従事する従業員が自主事業（19事業）にも従事していたとのことで</p>	<p>自主事業に計上している人件費は、アルバイトを含めた事業の従事者にかかわらず一律で設定して計上していたため、一部で実際の人件費との乖離が生じておりました。</p> <p>今後は、試算し直した各従事者の時間単価を基に、常勤職員が従事した場合は 2,300</p>	<p>指定管理者</p>

<p>あった。</p> <p>しかし、指定管理者は、上記自主事業のうち 16 事業に従事した従業員の人件費を適切に配分しておらず、自主事業に係る人件費の一部を指定管理業務に係る収支に計上していた。</p>	<p>円、アルバイトが従事した場合は実態と乖離がないよう設定し、運用を行います。</p> <p>また、御指摘を受け、令和5年2月9日付で堺市に令和3年度事業報告の修正報告書を提出しました。</p> <p>御指摘を受け、合理的な単価にて自主事業への人件費を配分するよう指導し、速やかに令和3年度事業報告書の修正を求め、令和5年2月9日付で受理しております。</p> <p>今後、指定管理業務に係る人件費が適切に配分されているか事業報告書の確認を指定管理者と市双方で行います。</p>	<p>スポーツ施設課</p>
--	--	----------------